

**「公的統計の整備に関する基本的な計画」  
の変更に係る答申（案）  
ー経済統計ワーキンググループ担当分ー**

**平成29年10月27日**



## 第2 公的統計の整備に関する事項

### 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

#### (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の改善・体系的整備の推進

(P)

※1 国民経済計算体系的整備部会との合同会合を踏まえて最終的な対応を整理する予定。

※2 現時点においては、第Ⅱ期基本計画中の取組を踏まえつつ、中間年経済構造統計の整備推進に向け、①サービス・商業分野等の統計整備（項目(1)の再掲）の意義や更なる再編余地、②経済センサス基礎調査の見直しを含めた母集団データベース機能拡充（項目第3-1-1(1)にも関連）や同データベースに格納する基礎統計のデータ整合性確保、③地域別集計の充実に向けた事業所系調査で把握していない事項に関する企業系調査等を用いた推計手法の検討等を盛り込むことを想定。

#### (3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化

上記(1)及び(2)の国民経済計算体系を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進を図るためには、国民経済計算の精度向上や経済統計の比較可能性向上の基盤となる共通的な事項について、関係府省が一体となって取組を推進することがますます重要となっている。

このため、第Ⅱ期基本計画に基づいて策定された「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等申合せ、平成29年5月15日改定）及び「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等申合せ）について、平成31年10月に予定されている消費税の10%への増税や軽減税率の導入などの社会経済情勢の変化や、実査可能性に関する検証結果等を踏まえつつ、これらのガイドラインの改正や適用の拡大に取り組むとともに、税抜額記入の導入可否等の検討などを、関係府省が連携して推進する。

### 2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備

我が国では、本格的な人口減少社会を迎えるとともに、厳しい財政事情の中、社会・経済情勢の様々な変化を的確かつ迅速に捉えた統計を整備し、各種施策の立案や効果検証に活用することが重要となっている。また、この統計の整備・改善に当たっては、報告者の負担軽減や効率的な統計作成

に加え、上記1の体系的な整備という観点にも留意する必要がある。

このため、第Ⅲ期基本計画においては、以下の取組を重点的に実施する。

(P)

※ (1)～(3)には、国民生活・社会統計ワーキンググループの審議結果を盛り込み、体系的かつ一体的に整理することを想定。

#### (4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備

農林水産統計については、農林水産行政の変化に対応し、基幹統計調査を始め、報告者負担の軽減や調査の効率的な実施にも努めながら、必要な統計の整備を進めている。

一方、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定。以下「骨太2017」という。）においては、攻めの農林水産業を展開し、成長産業にするとともに、農山漁村を次世代に継承し、農業者の所得向上等を図るため、構造的な問題を解決していくことが掲げられている。具体的には、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成28年11月改訂）や同プランを踏まえた各種基本計画に基づく農林水産施策の着実な推進を図るため、統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくことが求められている。

このため、農林水産統計の整備に当たっては、引き続き報告者の記入負担の軽減や調査の効率的な実施等に留意しつつ、関連施策の展開に必要な(P)農林水産業の構造や担い手層の経営収支の変化、流通構造の実態等をよりの確に把握する観点から、調査事項や、提供情報の充実等を推進する。

また、農林業センサスと経済センサス-活動調査により他産業から農林業への参入・連携状況等の把握・分析をするための新たな統計作成や、様々な形態の経営体の実態を把握するため、農業経営統計調査の調査対象区分の見直しなどに向けた検討・検証を実施する。

#### (5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備

環境に関する統計については、廃棄物等に関するデータの精度向上などの取組や、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査の開始など、第Ⅱ期基本計画に基づく統計整備に努めている。

さらに、環境省を中心とした関係府省庁等が協力して、気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定や、排

出・吸収目録（インベントリ）の作成・提出を実施しており、その排出・吸収量に関する統計の集計・算定・公表を行う国内体制の整備やデータの品質保証・管理を通して精緻な算定を行うためには、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査の実施等を含め、温室効果ガス排出・吸収量データの更なる充実が必要となっている。

一方、骨太2017及び未来投資戦略においては、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）の推進が求められていることから、環境・エネルギー分野の統計整備に引き続き取り組む必要がある。また、国際的な取組である環境・経済統合勘定（S E E A）や持続可能な開発目標（S D G s）への対応も重要となっている。

このため、廃棄物等循環利用量実態調査の更なる精度向上に向けた検討を行うほか、エネルギー消費統計について、見直し効果の持続性等の検証を行うとともに、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。

#### （6）交通関連施策に必要な統計の改善

交通に関する統計については、統計の安定性・連続性に加え、社会経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等に向け、第Ⅱ期基本計画に基づく輸送貨物品目分類の統一や燃料消費量を把握する統計の精度向上などに努めている。

一方、「総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）」（平成29年7月28日閣議決定）では、将来のニーズに答え得る「強い物流」を実現していくため、輸送モード間の連携・協働（モーダルシフト）による効率化などの各種施策を推進することが掲げられている。さらに、我が国全体のCO<sub>2</sub>排出量（電熱配分後）の2割弱を占めている運輸分野における省エネ性能の向上、運行・運航の効率化を進めるとともに、トラックに比べ単位輸送当たりのCO<sub>2</sub>排出量が少ない鉄道や船舶へのモーダルシフトを図るなど、地球環境問題にも取り組むことも掲げられている。

これらの施策の推進状況をモニタリングするためには、行政記録情報の活用等による報告者負担の軽減にも留意しつつ、交通統計の更なる整備が重要となる。

このため、自動車輸送統計調査について、新たな調査手法による調査を開始し、公表事項の充実や数値の安定化方策等の検討に取り組むとともに、港湾調査について、公表時期の更なる早期化、集計事項の充実等の検討を行う。

## (7) 不動産関連統計の改善・体系的整備

不動産に関する統計については、第Ⅰ期基本計画以降、企業の不動産（土地及び建物）の所有（ストック）等をよりの確に把握するため、関連する統計を統合・整理し、5年周期で法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）を実施するとともに、その中間年における土地取得動向（フロー）を把握する土地動態調査（一般統計調査）の実施状況も踏まえ、中期的な検討に取り組んでいる。

このような状況の中、不動産に関する統計の更なる体系的整備を図る観点からは、報告者の記入負担軽減にも留意しつつ、地域別等の法人における土地の所有・利用状況の構造的な把握のあり方や、効率的な調査の実施に向けた検討を行うとともに、世帯や公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体像を把握する統計の整備に向けた課題の整理等に引き続き取り組む必要がある。

このため、5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、行政記録情報の活用などによる土地の所有・利用状況の構造的な把握のあり方や調査の効率的な実施に向けて検討を推進する。また、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための統計の整備に向けた検証・検討を推進するため、具体的な課題の整理を行う。

## (8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実

観光統計については、第Ⅱ期基本計画に基づき、旅行・観光サテライト勘定（Tourism Satellite Account.）の作成・公表、都道府県観光入込客統計の精度向上等を通じた整備を推進している。

一方、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）においては、観光による地方創生や観光産業の基幹産業化等が掲げられている。

また、同ビジョンを踏まえた「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）においては、平成30年から地域分析に有用な都道府県別の入込客数・消費額に関する統計調査を実施することや、多様化する宿泊形態について、その実態を把握するための方策について検討することに加え、各種観光統計について、地方公共団体や観光関連産業等へ具体的・実践的な分析・活用方法を示す等、施策立案への統計の利活用を推進することが掲げられている。

これらの推進に当たっては、地域を含めた誘客状況及び消費動向をよ

り正確に把握することなど、観光統計の整備・改善に引き続き取り組むとともに、国の地方公共団体等に対する支援・連携も引き続き重要となっている。

このため、既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、推計手法の改善とともに、民間データ等の活用可能性を含めた関連統計の改善や旅行形態の変化に対応した統計の改善に向けた検討などを通じ、観光統計の体系的整備を推進する。また、訪日外国人消費動向調査について、精度検証を実施した上で、都道府県別表章に必要な改善の結論を得る。

### 3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

グローバル化の進展は、資本や労働力など経済分野にとどまらず、情報や文化などの分野に及んでおり、社会に様々な影響を及ぼしている。

そのような中、我が国ではこれまで、①IMF（国際通貨基金）が設定する「経済・金融統計の公表基準（SDDS）プラス<sup>（注1）</sup>」におけるデータ整備、②国際連合統計委員会やOECD等の国際会議への参加、③独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた統計専門家の派遣、④発展途上国等諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、⑤国際連合アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力等国際協力の推進に取り組んでいる。

一方、骨太2017及び未来投資戦略においては、日本企業の活力を海外展開し、その恩恵を我が国の各地域に取り込み好循環の拡大を図るため、我が国企業の高度技術を活かした海外展開の促進や、技術を有しながらも海外展開に踏み切れなかった中堅・中小企業等の海外展開の支援等が掲げられている。

これらの社会・経済情勢の変化や施策ニーズに適切に対応するためには、公的統計の分野においても、国際基準への寄与などを通じた統計に関する国際比較可能性の向上や、国際経済取引・企業の国際化や海外事業活動を把握する統計調査の精度向上・提供情報の充実、更なる国際協力・連携等を図るため、統計委員会を中心に、府省一体となった取組の強化を図る必要がある。

また、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）では、「SDGs実施指針」（平成28年12

---

（注1） SDDS（Special Data Dissemination Standard）プラスとは、IMF（国際通貨基金）が定める経済・金融データに関するデータをタイムリーに公表するための最高水準の公表基準である。我が国では、参加条件である金融健全性指標や債務証券など5項目の公表に対応し、平成28年4月に参加したが、移行期間である5年以内に、残された4項目について、過去5年分のデータを指定された形式で公表し、完全履行を達成する必要がある。

月22日SDGs推進本部決定)において、指標を用いたフォローアップ・レビューが規定されているものの、全244グローバル指標のうち、平成29年6月現在で我が国が対応可能な指標は約40%となっており、その対応拡大に取り組む必要がある。

このため、関連統計の整備に際して、企業の貿易取引に係る情報の高度利用・情報提供の充実、海外事業活動のよりの確な把握に取り組むとともに、社会保障費用統計の新たな統計表の作成・提供、有用性向上等の取組を推進する。

また、SDDSプラスについて、未対応となっているデータ公表を実現する。

さらに、国際協力等の推進に関して、国際会議等への積極的な参加等国際貢献の強化、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の情報共有の強化を図る。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	P 売上高等の消費税の扱いについて、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に沿って、平成31年10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進を図る。	関係府省	平成30年度から実施する。
	P 基本価格表示による産業連関表の作成にも資する観点から、一次統計調査における税抜額記入導入の可否等の取扱いに関する方針について、平成38年経済センサス-活動調査を見据えつつ検討する。	総務省、関係府省	平成30年度から実施する。
	P 売上高、費用及び付加価値等の地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る観点から、事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討に着手し、一定の対応方針を策定する。	総務省、関係府省	平成34年度までに実施する。
	P 常用労働者のより客観的な内訳区分の改善に向け、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を改定する。	総務省、関係府省	平成33年経済センサス-活動調査の企画時期までに改定する。
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (4) 農林水産関連施策の推進を図る	P 農林業センサスについて、組織経営体の労働力を家族経営体と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の把握などを検討する。	農林水産省	2020年農林業センサスの企画時期までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ための統計整備	P 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。	農林水産省	平成31年調査の企画時期までに結論を得る。
	P 漁業経営調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、個人経営体の小規模層の標本数を削減し、個人経営体の大規模層及び会社経営体へ重点化することや、個人経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。	農林水産省	平成31年調査の企画時期までに結論を得る。
	P 食品流通段階別価格形成調査について、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、(産地)卸売市場を経由しない流通の把握などを検討する。	農林水産省	次回調査(平成30年度予定)の企画時期までに結論を得る。
	P 木材流通構造調査について、木材の流通段階別の入荷先ごと及び出荷先ごとの状況等のデータに関して、数量だけでなく、新たに金額の把握などを検討する。	農林水産省	次回調査(平成30年度予定)の企画時期までに結論を得る。
	○ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年経済センサス-活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携状況等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を推進し、結論を得る。	農林水産省	平成31年度までに結論を得る。
	○ 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結	農林水産省	平成34年調査の企画時期までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	果等を活用して多方面から検討し、見直しに向けた結論を得る。		
	○ 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討し、結論を得る。	農林水産省	平成34年度調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 作物統計調査の主産県調査対象品目について、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。	農林水産省	全国調査を実施したもののから順次実施する。
	○ 木材統計調査については、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報の提供に向け、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について、森林・林業施策の活用及び統計利用者ニーズを踏まえつつ、検討に着手する。	農林水産省	平成30年度から実施する。
(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備	○ 廃棄物等循環利用量実態調査については、更なる精度向上に向け、廃棄物等の把握方法の精緻化について引き続き検討を行う。	環境省	平成30年度から実施する。
	○ エネルギー消費統計について、時系列安定化やデータの精緻化のための各種見直しの効果の持続性等の検証を行うとともに、基幹統計化についての結論を得ることをはじめとして、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。	資源エネルギー庁	平成34年度までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(6) 交通関連施策に必要な統計の改善	○ 自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成 29 年度に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得る。	国土交通省	平成 32 年度から実施する。
	○ 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。また、NACCS データのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。	国土交通省	平成 30 年度から実施する。
(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備	○ 5 年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、行政記録情報の活用等による報告者の負担軽減にも配慮しつつ、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造を、よりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進し、結論を得る。	国土交通省	平成 35 年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための統計整備に向け、関係府省とも連携しつつ、解決すべき課題を整理・検討し、結論を得る。	国土交通省	平成 35 年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実	○ 既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、観光統計を体系的に整備する観点から、平成30年(1-3月期分)から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、推計手法の改善に取り組む。また、地域観光統計の精度向上に向け、民間データ等の活用の可能性も含め、関連統計の改善を図るとともに、旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討する。	観光庁	平成30年度から実施する。
	○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、基幹統計化に係る結論を得る。	観光庁	平成34年度までに結論を得る。
	○ 訪日外国人消費動向調査の都道府県別表章結果について、精度検証を実施した上で、必要な改善についての結論を得る。	観光庁	平成34年度までに結論を得る。
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	○ IMFの特別データ公表基準(SDDS)プラスについて、未対応となっている四半期の部門別バランスシート、一般政府収支及び一般政府債務の公表に向け、引き続き関係省庁等の協力を得つつ検討し、対応可能な全項目での公表を実現する。	財務省、内閣府	平成33年4月までに実施する。
	○ 輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けた新たな統計を作成することについて、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点の検討も含め、その作成の可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、利用者のニーズも踏まえつつ、情報提供を充実するなど、引き続き利便向上に努める。	財務省、総務省	平成30年度から実施する。
	○ 海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集	経済産業省	平成30年度から実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	<p>団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）の届出情報（企業名、住所等）等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。</p>		
	<p>○ 社会保障費用統計について、OECD 基準に加え、財源の国際比較が可能となる EU（ESSPROS）基準に準拠した作成について、EU 統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。</p>	厚生労働省	平成 34 年度までに実施する。
	<p>○ 国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。</p>	厚生労働省	平成 34 年度までに実施する。
	<p>○ 統計委員会の知見も活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国連アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。</p>	各府省	平成 30 年度から実施する。
	<p>○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。</p>	各府省	平成 30 年度から実施する。
	<p>○ 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGs のグローバル指標の対応拡大に取り組む。</p>	内閣官房、総務省	平成 30 年度から実施する。